



東松島市

第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

概要版

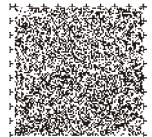


「第4期 障がい者計画・第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画」について

本市では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化、東日本大震災からの復興など、地域環境の変化を踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすまちづくりを目指しています。

現在は、障がい者福祉に関する計画に基づき、復興への歩みと歩調を合わせながら、障がい者や難病の方、その家族の皆さまの自立と暮らしを支える社会の再構築に向けて、本人のライフステージに合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスなどの適切な提供と環境整備に取り組んでいます。

現行3計画がいずれも令和5(2023)年度末で期間を終了することから、令和6(2024)年度を初年度とする「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を新たに策定しました。



計画期間

計画期間は、「第4期障がい者計画」が6年間(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)とします。サービスの事業計画となる「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、法令に則り、3年間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)とします。

| | ～令和5 (2023) 年度 | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 | 令和9 (2027) 年度 | 令和10 (2028) 年度 | 令和11 (2029) 年度 |
|----------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 障がい者計画 | 第3期 | | | | | | 第4期 |
| 障がい福祉計画 | | 第6期 | | 第7期 | | 第8期 | |
| 障がい児福祉計画 | 第2期 | | 第3期 | | | | 第4期 |

根拠法令

「第4期障がい者計画」は、障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

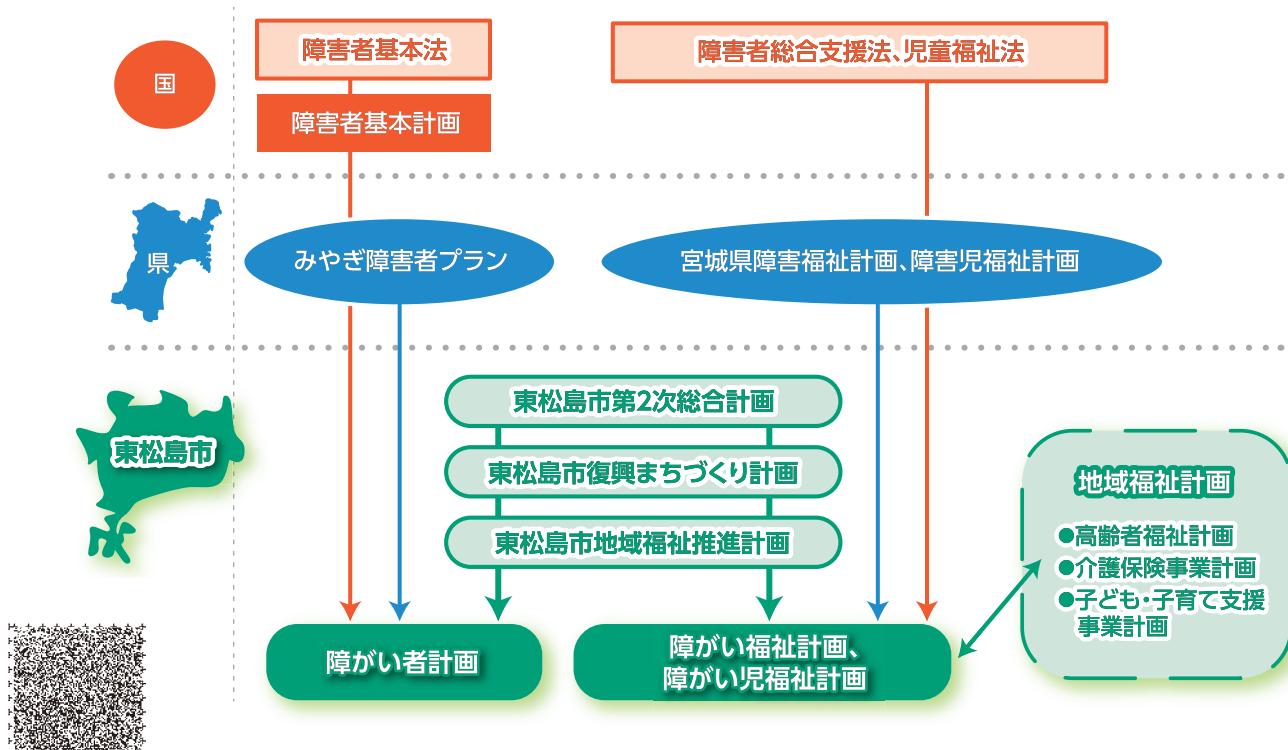
「第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

法令、他の計画との関係

市政における本計画の位置付けは、本市のまちづくりの最上位計画である「東松島市第2次総合計画」(計画期間は平成28(2016)～令和7(2025)年度)の個別(分野)計画のひとつです。

また、「東松島市復興まちづくり計画」をはじめ、本市の諸計画との整合性を図り、策定するものです。



東松島市

第4期障がい者計画

(計画期間:令和6~11年度)

概要版

障害者基本法に基づき、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

【基本理念】

ともに成長し、活躍できるまち

基本理念に基づく3つの目標

【基本目標】

基本目標 ①

「共生」お互いを理解し、認め合うまち

目指す姿

障がいの有無にかかわらず、市民同士で一緒に活動や交流する機会を増やし、多様な症状があり、外見からもわかりにくい病気や障がい及び障がい者への理解を深め、病気や障がい及び障がい者に対する偏見や差別がなく、みんなが暮らしやすいまちを目指します。

基本目標 ②

「安心」病気や障がいを地域で支えるまち

目指す姿

障がい者とその家族に寄り添う医療環境と相談支援体制の下、病気や障がいの早期発見、利用者本位の支援を行う環境づくりを目指します。

障がい者の危機管理意識を高め、地域や関係機関と協力して、災害時に障がい者を支える体制の充実を図ります。

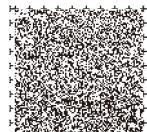
基本目標 ③

「輝き」ともに成長し、みんな一緒に参加・活動するまち

目指す姿

心身の成長に合わせた教育と支援を保育所、幼稚園、小・中・高校を通じて総合的に提供し、障がい児の自立する力を育成します。

障がい者自身の主体的な活動の促進、地域における合理的配慮の普及、福祉・教育・産業の横断的な連携による多様な就労機会の確保を通じて、障がい者の精神的・経済的な自立を支えます。



障がい者施策の展開

基本目標 1 「共生」…お互いを理解し、認め合うまち

施策1

「相互理解」

病気や障がいの理解促進

1-1 地域における交流の推進

1-2 市民及び市職員の意識啓発

- ① 身近な交流・ふれあう機会の拡大
- ② 地域活動における団体同士の連携促進
- ③ ボランティア活動を通じた相互理解の促進

- ① 市民が病気や障がいを学ぶ機会の充実
- ② 子ども達への福祉教育の推進
- ③ 公共サービス従事者に対する研修の充実

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|--|------------------|
| 差別や偏見を「特に感じない」障がい者の割合 | 62.7% |
| 病気や障がいへの理解が「深まったと感じる（「よく深まったと思う」+「まあまあ深かったと思う」）障がい者の割合 | 53.2% |
| 成年後見制度及び日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用意向で「わからない」と回答する障がい者の割合 | 45.3% |

| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|-----------|
| 75%以上 | 障がい者アンケート |
| 50%以上 | 障がい者アンケート |
| 30%以下 | 障がい者アンケート |

施策2

「人権・権利擁護」

差別と虐待を防ぎ、権利擁護の手段の普及

2-1 差別禁止に向けた啓発と相談体制の充実

2-2 権利擁護の利用支援

2-3 障がい者への虐待防止の推進

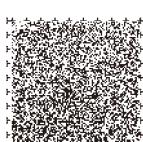
- ① 病気や障がいに対する差別の解消
- ② 差別に対する支援体制の充実

- ① 権利擁護制度の周知と利用促進
- ② 権利擁護を支援する体制の充実
- ③ 消費生活支援の充実
- ④ 選挙における配慮

- ① 虐待防止に関する意識の啓発
- ② 虐待防止に向けた体制の充実
- ③ 施設などにおける虐待防止の推進

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|----------------------------------|------------------|
| 成年後見制度の年間利用者数 | 7人 |
| 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の年間利用者数 | 6人 |
| 日常生活自立支援事業、成年後見制度を「知っている」障がい者の割合 | 14.5% |

| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|-----------|
| 9人以上 | 実績 |
| 8人以上 | 実績 |
| 20%以上 | 障がい者アンケート |



基本目標

2 「安心」…病気や障がいを地域で支えるまち

施策3

「生活支援」

地域生活での支援の充実

3-1 情報提供の充実、支援体制の充実

- ①迅速な情報提供の推進
- ②利便性と専門性を兼ね備えた相談体制の充実
- ③障がい者を支援する環境づくりの推進

3-2 多様な主体と連携した生活支援の充実

- ①多様な主体による活動の促進
- ②ニーズに応じた支援・サービス基盤の充実
- ③介助者支援の充実

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|------------------------------------|------------------|
| 市の相談体制に「ほぼ満足」と回答する障がい者の割合 | 61.9% |
| 障害者手帳所持者のうち、災害時避難行動要支援者情報登録者数の割合 | 18.1% |
| 市役所の窓口や相談支援事業所を「相談しづらい」と感じる障がい者の割合 | 7.2% |

| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|-----------|
| 70%以上 | 障がい者アンケート |
| 30%以上 | 実績 |
| 5%以下 | 障がい者アンケート |

施策4

「保健・医療」

健康の支援と医療体制の充実

4-1 ライフステージに沿った病気や障がいの予防と早期発見

- ①障がいの早期発見、生活習慣病や骨折の予防
- ②精神疾患の予防と早期治療の推進

4-2 医療体制の充実

- ①安心して受診できる医療体制の充実

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|---------------------------|------------------|
| 安心して相談できる医師が「いない」障がい者の割合 | 12.9% |
| 医療に関して「特に困ったことはない」障がい者の割合 | 39.6% |

| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|-----------|
| 10%以下 | 障がい者アンケート |
| 50%以上 | 障がい者アンケート |

施策5

「安全と暮らしやすさ」

災害と安全への対応、暮らしの充実

5-1 障がい者の安全対策の推進

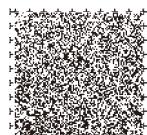
- ①障がいの特性を考慮した減災対策の推進
- ②障がい者を守る安全対策の推進

5-2 誰もが暮らしやすい住環境の整備

- ①病気や障がいに配慮した住環境の整備
- ②利便性を考慮した移動手段の確保

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|------------------------|------------------|
| 「災害に備えた準備をしている」障がい者の割合 | 46.1% |

| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|-----------|
| 60%以上 | 障がい者アンケート |



基本目標③ 「輝き」…ともに成長し、みんな一緒に参加・活動するまち

施策6

「保育・教育」

成長を支える
教育環境の提供

6-1 適切な療育の推進

- ①乳幼児期の療育体制の推進

6-2 障がい児の保育と 教育環境の充実

- ①障がい児保育の推進
- ②学校及び地域の教育環境の充実
- ③特別支援教育の充実

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|----------------|------------------|
| 「個別の教育支援計画」の作成 | 就学する 障がい児全員 |



| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|----|
| 就学する 障がい児全員 | 実績 |

施策7

「雇用・就労」

障がい者の
就労促進

7-1 障がい者の就労支援

- ①多様な働き方の支援

7-2 障がい者の雇用拡大

- ①障がい者雇用の促進

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|------------------------------|------------------|
| 障がい福祉計画で定める一般就労 移行者数の目標達成 | 10人 |



| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|------------------|----|
| 13人 (令和5-8年度) | 実績 |

施策8

「社会参加」

共生の社会整備

8-1 障がい者の 社会参加の促進

- ①障がい者の地域活動への支援

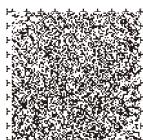
8-2 障がい者と共生する 地域づくりの推進

- ①地域活動における合理的配慮の普及

| 成果指標 | 基準値 (令和4・5年度) |
|-----------------------------|------------------|
| 地域の行事や活動に「参加しない」 障がい者の割合 | 25.4% |



| 基準値 (令和11年度) | 出典 |
|-----------------|---------------|
| 20%以下 | 障がい者 アンケート |



※基準値(令和4・5年度)は、出展が「障がい者アンケート」の場合、令和4年度を基準に、
出展が「実績」の場合、令和5年度を基準とする。

東松島市

第7期障がい福祉計画

概要版

(計画期間:令和6~8年度)

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保の方策を示します。

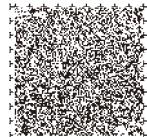
令和8年度の成果目標

成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行

| 項目 | 目標 | 国の考え方 |
|--|-----|---|
| 令和4年度末時点の入所者数(A) | 33人 | 実績 |
| 令和8年度末の施設入所者数(B) | 31人 | 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減(前計画未達成割合を加える。) |
| 【目標値】 地域生活移行者数(施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数) | 2人 | 令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。(前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。) |
| 【目標値】 削減見込数(A - B) | 2人 | 施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする(前回計画の未達成割合を追加前)。 |

成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 目標 |
|--------------------------------------|-----------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年1回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 14人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 年1回 |
| 精神障害者の地域移行支援利用者数 | 1人／年 |
| 精神障害者の地域定着支援利用者数 | 2人／年 |
| 精神障害者の共同生活援助利用者数 | 20人～24人／年 |
| 精神障害者の自立生活援助利用者数 | 0人／年 |
| 精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数 | 5人／年 |

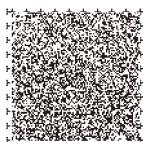


成果目標 3 地域生活支援の充実

| 概要 | 目標 |
|---|--------------------|
| 各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可) | 整備済み |
| コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 | 構築 (コーディネーター1名) |
| 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討 | 年1回 |
| 強度行動障害を有する者に關し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進 | 検討中 |

成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

| 項目 | 目標 | 国の考え方 |
|---|---------|---|
| 令和3年度の一般就労移行者数 | 10人 | 年間実績 |
| 【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合) | 13人 | 令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 |
| うち就労移行支援事業 | 7人 | 令和3年度実績の1.31倍以上 (前計画未達成割合を加える) |
| 就労継続支援A型事業 | 4人 | 令和3年度実績の1.29倍以上 (前計画未達成割合を加える) |
| 就労継続支援B型事業 | 2人 | 令和3年度実績の1.28倍以上 (前計画未達成割合を加える) |
| 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取り組みを推進 | 協議会設置済み | 年間実績 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 3人 | 令和3年度末実績の1.41倍 |
| 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上 | 5割以上 | 割合: 5割以上 |
| 就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所 | 2割5分以上 | 割合: 2割5分以上 |



東松島市

第3期障がい児福祉計画

(計画期間:令和6~8年度)

概要版

児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

障がい児支援の提供体制確保の基本方針

- ① 障がい児への支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障がい児に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③ 障がい児のライフステージ(人生の各段階)に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④ あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障がい児への支援を通して共生社会を形成します。
- ⑤ 人工呼吸器を装着している障がい児、また、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

令和8年度の成果目標

成果目標 1

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターは既に設置済みであり、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制については、令和5年度現在検討段階にあります。

成果目標 2

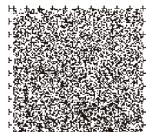
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度現在、サービス事業所がなく、必要なときは近隣市町の事業所を利用することになります。今後は、東松島市障害者総合支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標 3

医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、本市単独でコーディネーターを1名配置済みです。合わせて、東松島市障害者総合支援協議会とも連携し、取り組み体制を検討します。



成果目標 4

相談支援体制の充実・強化等

本市では、本市単独で基幹相談支援センターを設置済みです。

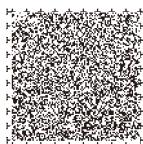
成果目標 5

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項(各種研修の実施、計画的な人材養成等)を実施する体制を構築することを基本とします。

計画の推進体制(3計画共通)

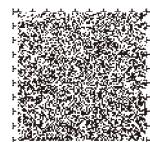
| | |
|--------------------------------|---|
| ①障害者総合支援協議会の進捗確認 | ●目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認 ●サービス供給量の確保及び質の向上の検討 |
| ②府内連携体制の充実 | ●担当課を中心に関連部署と連携し、計画を着実に推進 ●計画の取り組み状況と成果を定期的に確認 |
| ③当事者団体、関係機関、ボランティア団体などの主体性発揮 | ●本市と各団体との連携強化を図り、相互に協力しながら、計画を着実に推進 |
| ④計画の周知と啓発 | ●計画の内容や進捗を、広報やホームページ、各団体等を通じて周知 ●障がい者自身も市民も福祉の担い手であることの意識啓発(地域ぐるみの支え合いを推進) |
| ⑤サービスの円滑な実施 (障害福祉サービスの基盤整備) | ●県、近隣自治体、サービス事業者と連携し、障害福祉サービスの基盤の整備 |
| (サービスの適正な支給決定) | ●調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上 ●正確・公平な認定と障がい者のニーズ(意向・要望)に応じたサービスの支給決定 |
| (サービス及び事業の質の向上) | ●サービス事業所の職員研修の充実 ●利用者の権利と安全確保に最大限配慮し、サービス及び事業の質の向上 ●障害福祉サービス等の情報公表制度の、障がい者本人とその家族への速やかな周知 ●良質なサービス選択を促し、事業者自身のサービスの質の向上につなげます。 |
| (障がい者本人の意思決定を尊重) | ●サービス及び事業の利用・提供にあたり、権利擁護制度の適切な利用を促進、障がい者本人の意思決定を尊重 |



障がい者支援事業と障がい児支援事業の見込み量(今後3年間)

障がい者支援事業の見込み

| | サービス | 単位 | 第7期計画 | | |
|---|---------------------------------|-----|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| サ 訪 問 系 サービス | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護行動援護、重度障害者等包括支援 | 時間分 | 759 | 755 | 748 |
| | | 人 | 86 | 91 | 97 |
| 日 中 活 動 系 サ ー ビ ス | 生活介護 | 人日分 | 2,443 | 2,553 | 2,671 |
| | | 人 | 142 | 151 | 161 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 人日分 | 11 | 11 | 11 |
| | | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 人日分 | 50 | 53 | 56 |
| | | 人 | 5 | 5 | 5 |
| | 自立訓練(宿泊型) | 人日分 | 32 | 32 | 32 |
| | | 人 | 5 | 5 | 5 |
| | 就労移行支援 | 人日分 | 184 | 193 | 201 |
| | | 人 | 19 | 20 | 20 |
| サ 居 住 系 サービス | 就労継続支援(A型) | 人日分 | 426 | 398 | 370 |
| | | 人 | 37 | 37 | 38 |
| サ 居 住 系 サービス | 就労継続支援(B型) | 人日分 | 1,668 | 1,660 | 1,651 |
| | | 人 | 107 | 108 | 109 |
| 支 相 援 談 | 就労定着支援 | 人 | 3 | 3 | 3 |
| | 療養介護 | 人 | 13 | 13 | 14 |
| 支 相 援 談 | 短期入所(福祉型) | 人日分 | 147 | 155 | 164 |
| | | 人 | 63 | 67 | 72 |
| 支 相 援 談 | 短期入所(医療型) | 人日分 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 自 治 体 の 必 須 事 業 | 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | 共同生活援助(グループホーム) | 人 | 71 | 72 | 73 |
| | 施設入所支援 | 人 | 37 | 37 | 38 |
| 支 相 援 談 | 施設入所支援 | 人 | 37 | 37 | 38 |
| | 計画相談支援 | 人 | 29 | 30 | 30 |
| | 地域相談支援 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 自 治 体 の 必 須 事 業 | 障害者相談支援事業 | か所 | 3 | 3 | 3 |
| | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施 | 有 | 有 | 有 |
| | 住宅入居等支援事業 | 実施 | 有 | 有 | 有 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | 実施 | 有 | 有 | 有 |
| | 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施 | 無 | 無 | 無 |
| | 手話通訳者派遣事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 要約筆記者派遣事業 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 日常生活用具助成対象者数 | 人 | 1,234 | 1,249 | 1,265 |
| | 介護訓練支援用品 | 件 | 5 | 5 | 5 |

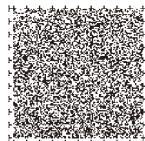


| | サービス | 単位 | 第7期計画 | | |
|----------|------------------------|------|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自治体の必須事業 | 自立生活支援用具 | 件 | 6 | 6 | 6 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件 | 8 | 8 | 8 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 9 | 9 | 9 |
| | 排泄管理支援用具 | 件 | 1,205 | 1,221 | 1,236 |
| | 住宅改修費 | 件 | 0 | 0 | 0 |
| | 手話奉仕員養成研修事業(入門課程) | 人 | 0 | 5 | 0 |
| | 手話奉仕員養成研修事業(基礎課程) | 人 | 3 | 0 | 5 |
| | 手話奉仕員養成研修事業(フォローアップ研修) | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | 移動支援事業 | | か所 | 10 | 10 |
| | | | 人 | 29 | 28 |
| | | | 時間 | 907 | 918 |
| 任意自治体の事業 | 地域活動支援センター事業 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 7,765 | 7,862 | 7,960 |
| | | 【I型】 | か所 | 1 | 1 |
| 自治体の事業 | 日中一時支援事業 | | か所 | 13 | 13 |
| | | | 実人数 | 55 | 56 |
| | | | 延べ回数 | 2,731 | 2,960 |
| | 訪問入浴サービス事業 | | 実人数 | 3 | 3 |
| | | | 延べ回数 | 289 | 302 |
| | 障害者虐待防止対策支援事業 | | 実施 | 有 | 有 |

障がい児支援事業の見込み

| 分類 | サービス | 単位 | 第3期計画 | | |
|-----------------|--|-----|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害児通所支援等 | ①児童発達支援 | 人日分 | 370 | 363 | 355 |
| | | 人 | 42 | 42 | 42 |
| | ②居宅訪問型児童発達支援 | 回 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | ③医療型児童発達支援 | 人日分 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 |
| | ④放課後等デイサービス | 人日分 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | | 人 | 100 | 100 | 100 |
| | ⑤保育所等訪問支援 | 回 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | ⑥障害児相談支援 | 人 | 11 | 11 | 10 |
| 医療的ケア児を支援する体制構築 | ●東松島市障害者総合支援協議会と連携し、医療的ケア児コーディネーター(配置済み)を活用する取組の検討 | | | | |

各サービス・事業について、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供、サービスの質の維持・向上、ヘルパーなど担い手の育成、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます



■発行年月:令和6年3月

■編集・発行:東松島市 高齢障害支援課 障害福祉係

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

電話番号:0225-82-1111 FAX番号:0225-82-1392

<https://www.city.higashimatsushima.miyanagi.jp/>